

令和元年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月11日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第6号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第7号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第8号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	承認第5号	専決処分の承認（令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第3号））
日程第 7	承認第6号	専決処分の承認（令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第4号））
日程第 8	議案第50号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 9	議案第47号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第10	議案第49号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
日程第11	議案第41号	令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）
日程第12	議案第42号	令和元年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第43号	令和元年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第44号	令和元年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第45号	令和元年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第46号	豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
日程第17	議案第48号	豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
日程第18	議案第51号	豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
日程第19	議案第52号	豊頃町職員の旅費に関する条例の一部改正

日程第20	議案第53号	豊頃町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
日程第21	議案第54号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
日程第22	同意案第5号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第23	同意案第6号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第24		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤 田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	山 本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	下 重 博 光 君
企 画 課 長	山 田 良 則 君
住 民 課 長	佐 藤 則 仁 君
福 祉 課 長	千 葉 孝 二 君
子 育 て 支 援 所 長	廣 澤 行 位 君
産 業 課 長	神 義 宏 君
商 工 観 光 課 長	岩 城 光 洋 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	熊 谷 雅 美 君

農業委員会事務局長 渡 辺 良 英 君
教育委員会教育課長 二 村 比 呂 志 君
消 防 署 長 波 多 野 明 君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 直 幸 君
庶 務 係 長 沢 崎 真 司 君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和元年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和元年10月23日から同年11月15日まで実施されました、令和元年度定期監査結果報告書及び令和元年8月から同年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書はお手元に配付のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思えます。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 令和元年第4回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
1、農林水産業の概況についてであります。
初めに、農業についてであります。6月上旬までは天候に恵まれ、その後、低温や日照不足もありましたが、天候の回復とともに生育も進み、順調に収穫作業が行われました。
小麦については、製品反収で前年比128%の10.26俵となりました。
甜菜は、糖度が多少低い状況であります。収量は良好な状況が見込まれております。また馬鈴薯は澱原、加工、種子、食用全てにおいて反収で前年を上回っております。

す。

豆類は、全般的に前年の収量を上回っておりますが、手亡は、天候の影響を受け、反収が前年を下回りました。

次に、畜産業については、8月の猛暑による生乳生産への影響が懸念されておりましたが、猛暑が短期間であったことから、大きな減少となりませんでした。また、酪農家個々の飼養規模拡大による増頭により、4月からの累計乳量は前年を上回る状況となっております。

肉用牛の市場価格は、前年と比較するとやや下落傾向にありますが、依然として高い水準で推移しています。

粗飼料生産においては、栄養価は低目となっておりますが、春先の好天から発育が進み、収量は十分に確保されております。

デントコーンにつきましても、夏場の高温で順調に生育し、台風の影響もなく、品質、収量ともに十分なものが確保されております。

次に林産業については、民有林の皆伐は前年並みの状況となっております。伐採跡地の植林についても、町産業振興補助制度による奨励と苗木供給量の回復もあり、前年を上回る面積で推移していることから、引き続き環境保全のため、伐採跡地及び未立木地解消に努め、今後も適正な森林整備を推進してまいります。

次に水産業であります。漁期前の秋サケ来遊は本町沿岸を含むエリモ以東・西部海域においては、昨年約倍量と公表されたことから、大きな期待のもと、8月30日から定置網の敷設、水揚げが開始されました。

しかし、大津漁港の水揚げは、最盛期においても振るわず、数量、金額ともに昨年を上回りましたが、直近10年平均に対し、数量で44%、金額で53%と非常に厳しい状況となっております。

サケ定置漁業の記録的不漁は3年連続であり、関係機関による原因究明及び資源回復への取り組みが喫緊の課題となっております。今後の解決策に大きな期待を寄せるとともに、大津漁業協同組合と連携し、関係事業、漁業者支援等を検討してまいります。

また、シシャモ漁についても漁獲数量、金額ともに昨年を大幅に下回る水揚げで、サケ、シシャモが遡上する河川の再生産環境の維持・保全に向けた対策の継続的取り組みが重要と思うところであります。

大津漁港整備は、昨年懸案となっていた上架施設の供用が開始され、嵩上げ船揚場についても暫定的な供用が始まっており、今後継続的に行われる嵩上げ工事の早期完成へ向けて、大津漁業協同組合、大津漁港建設利用推進期成会との連携を密に対応してまいります。

2、姉妹都市相馬市への災害支援についてであります。

10月12日に関東地方に上陸した台風19号は、大型で強い勢力により、中部地方から東北地方にかけて甚大な被害をもたらし、姉妹都市福島県相馬市においても、住宅の浸水被害と全市的な断水が発生しました。

このため、本町は翌13日から緊急的な支援として、ペットボトル飲料水（2リットル）1,560本をお送りしたところであります。

しかし、同月25日にさらなる大雨が同市を襲い、河川の氾濫等により、市内の4分の1に当たる3,700世帯余りが浸水被害を受ける事態となったことから、災害見舞金100万円を11月22日にお贈りいたしました。

相馬市の早期の復旧を願うとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

3、北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使決定についてであります。

北海道日本ハムファイターズは、北海道を全力で応援する取り組みとして、平成25年から選手が地域のまちづくり・まちおこしに寄与する「北海道179市町村応援大使」を実施しております。

本町は、来年開町140年を迎えることから、応援大使に応募しておりましたが、11月24日に札幌ドームにおいて開催された「ファンフェスティバル2019」の抽選会で金子式大選手、西村天裕選手のお二人が本町の応援大使に就任することが決定いたしました。

両選手には、来年1年間、さまざまなイベントやPR活動等を通じて、本町の知名度を高めていただくとともに、子どもたちの健全育成・スポーツ振興などを図るため、町民との交流イベントにも参加いただき、本町の活性化を全力で応援していただきたいと考えております。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番杉野好行議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第6号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和元年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和元年12月6日。

3、調査の経過。

(1) 令和元年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和元年12月4日招集告示のあった令和元年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、12月6日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和元年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月19日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、令和元年第3回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

ウ、選挙第5号（豊頃町選挙管理委員の選挙）及び選挙第6号（豊頃町選挙管理委員補充員の選挙）については、議会運営基準に基づき、指名推選により行うこととした。

エ、同意案第5号及び同意案第6号（豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月11日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第7号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第7号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 委員会報告第7号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

（1）町内小・中学校の教育環境の整備状況について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和元年10月29日。

4、調査の経過と結果。

町内小中学校における教育環境の充実の観点から、施設及び教育教材等の整備状況について調査を実施した。

（1）大津小学校は、令和元年10月1日現在、普通学級2（複式）の児童数6人、教職員数3人である。校舎は、昭和53年12月に完成し、建築後41年が経過している。最近5年間における主な整備状況は、体育館天井改修、体育館屋根塗装改修、消防用設備修繕、プールろ過器・排水設備改修、駐車場舗装改修及び体育館ステージ幕更新等の改修を4,673万円で実施したほか、小破修繕や補修を毎年行っ

ている。

(2) 豊頃小学校は、令和元年10月1日現在、普通学級6、特別支援学級5（情緒、知的、言語、病弱）の児童数111人、教職員数19人である。校舎は、平成3年3月に完成し、建築後28年が経過している。最近5年間における主な整備状況は、図工準備室改修、加圧給水ポンプ交換、コンピュータ室改修、児童用トイレ改修及び校舎内照明器具交換等の改修を944万5,000円で実施したほか、小破修繕や補修を毎年行っている。

(3) 豊頃中学校は、令和元年10月1日現在、普通学級3、特別支援学級3（情緒、知的、言語）の生徒数64人、教職員数18人である。校舎は、昭和49年12月に完成し、建築後45年が経過している。最近5年間における主な整備状況は、体育館水飲み場設置、防風林造成、加圧給水ポンプ交換、校舎内照明器具交換、防火防災設備修繕、駐車場舗装改修、生徒用トイレ改修及び校舎前側溝補修等の改修を1,890万3,000円で実施したほか、小破修繕や補修を毎年行っている。

(4) 管理備品及び教材備品の整備では、3校とも年次ごとに必要な教務教材を購入している。

5、まとめ。

本調査では、大津小学校、豊頃小学校及び豊頃中学校それぞれに特色ある学校経営を展開し、教職員が苦勞しながら児童・生徒の教育活動を進めていることが確認でき、今後さらなる教育の充実が期待される。

学校施設及び教育教材等の整備では、教育委員会が各学校の状況を聞き取りながら、必要な整備を進めていることが確認できた。委員からは、ICTを活用した教育活動のためパソコンやタブレットの整備が進む中、パソコンを設置する教室にエアコンの設置が必要ではないかとの意見が出された。

児童・生徒を取り巻く教育環境は、社会の急激な動きと同様に変化している。そのため、さらなる教育の充実には、学校施設の整備はもとより、教職員の研修機会の充実、学校と家庭や地域をつなぐ人材の配置など総合的に取り組みを進めることが重要である。また、豊頃中学校改築等に関し現在進められている住民へのパブリックコメントについては、幅広く町民の意見を聞く体制とすべきなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第8号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第8号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 委員会報告第8号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 大津漁港の整備状況等について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和元年11月20日。

4、調査の経過と結果。

大津漁港整備の概要、今後の課題、町の水産業関連予算等について調査を実施した。

(1) 大津漁港整備の概要。

大津漁港は、昭和44年に第4種漁港に指定されたことから、国直轄による整備が開始され、昭和54年に開港した。平成15年の十勝沖地震及び平成23年の東日本大震災に伴う津波により、船揚場へ上架中の漁船横転や港外への漁船流出などの被害が発生した。このことから、平成25年に大津漁港特定漁港漁場整備計画を変更し、津波被害軽減対策を初めて計画に盛り込み、船揚場の嵩上げと上架施設の整備を進めた。平成29年には、平成30年から令和9年までを事業期間とする新たな同計画を策定し、前計画の残事業に加え、衛生管理対策として荷捌所前面岸壁への屋根かけ、漁業活動の安全性向上として耐震道路の整備を進めている。

直近の主な整備状況としては、船揚場及び漁船保管用地の嵩上げ、南防波堤の改良整備並びに航路護岸の整備を実施している。また、来年度には衛生管理対策に係る調査等の開始を予定している。

(2) 今後の課題。

今後の課題としては、船揚場の嵩上げにおいて、盛土した土砂沈下の収束がおくれ、進捗に影響が出ていることから、これらの対策や国直轄ではない単独事業とし

て、船揚場北西側の町有地に整備を予定している漁船修理施設用地の盛土に必要な土砂の確保やその財源が問題となっている。

(3) 町の水産業関連予算について。

本町は、水産業振興のため、大津漁業協同組合の構成町である浦幌町とともに、水産関連事業への補助を行っている。主な事業は、さけ増殖事業補助、種苗中間育成事業補助、船揚場整備にあわせて船台の強化更新を行う大津漁港漁船減災対策事業補助等である。また、平成29年から2年連続での漁獲不振に伴い、本年度の緊急事業として秋サケ資源増大緊急支援事業補助、緊急漁場保全活動支援事業補助を実施した。

5、まとめ。

本調査では、大津漁港整備の状況と今後の課題及び町の水産業関連予算について、船揚場及び上架施設の現地視察を含めて調査した。

大津漁港は、国の直轄事業として整備され、開港から40年が経過した。開港後も計画に基づき整備が進められ、東日本大震災による津波被害以降は防災・減災対策に取り組み、漁港施設の強靱化が図られている。また、課題としては、おこなわれている船揚場の嵩上げ整備の促進や、単独事業として整備する漁船修理施設の盛土などの用地整備とその財源の確保などが必要であることがわかった。

大津漁港の整備は、国が整備計画を決定し、直轄で整備を進めているが、早期整備の実現に向け、町には今後も要請活動等のより積極的なかかわりを期待したい。また、平成29年から漁獲量の落ち込みが続いている中、漁業者の生活安定や安心して出漁できる環境整備のため、どのような施策が必要か、引き続き研究すべきではないかなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第8号は、報告済みとします。

◎ 承認第5号

●藤田議長 日程第6 承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書33ページをお開きください。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本件は、商工誘致施設、旧スーパーアグリ設備等解体撤去及び廃棄物処理を行うことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年9月18日に令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

令和元年度一般会計補正予算書（第3号）の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,933万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明します。

10ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費に、商工誘致施設設備等解体撤去工事費など300万円を追加。

次に、歳入につきましては8ページをごらんください。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税300万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第6号

●藤田議長 日程第7 承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

下重総務課長。

- 下重総務課長 議案書35ページをごらんください。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本件は、台風19号及び10月25日の大雨により被災した姉妹都市、福島県相馬市に災害見舞金を贈ることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年11月21日に、令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものです。

令和元年度一般会計補正予算書（第4号）の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,033万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明します。

10ページをお開きください。

8款消防費、2項災害対策費、1目災害対策費に寄附金100万円を追加。

次に、歳入につきましては8ページをごらんください。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税100万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第50号

●藤田議長 日程第8 議案第50号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第50号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書9ページをごらん願います。

本案は、人事院が国家公務員の給与水準を会社等企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年勧告を行っているものであり、令和元年度の勧告は調査の結果、会社等の給与が公務員を上回っていることから、給料体系の重点を若年層に配分するとともに、勤勉手当の見直しを行うものであり、本年8月7日に勧告され、11月15日勧告どおりの改定が国会で可決されました。

勧告の骨子は、給料表の月額を1級から5級まで、最高1.53%引き上げ、勤勉手当を0.05月分引き上げ、住居手当の支給家賃下限及び上限を引き上げるものがありますが、本町は実情が異なることから、下限額について国より低い額を定めているところであります。

この勧告内容に基づきまして、本町においても豊頃町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきまして、議案説明書11ページ、説明第5号を参照願います。

第8条の2、住居手当の額は、第1項において手当支給下限家賃を7,000円から8,000円に改め、第2項において支給対象基準家賃を2万1,000円から2万4,000円に改め、手当上限を2万7,000円から2万8,000円に改めるものであります。

第16条、期末手当支給関係につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月法律第37号として施行されたことに伴い、地方公務員法等が改正され、成年被後見人等の失職規定が削除されたことにより、第1項及び第2項、第16条の2第2号、第16条の4第1項及び第2項、第20条第6項にそれぞれ規定している当該失職に関する条文を削るものであります。

第16条の4第2項、勤勉手当につきましては、その率を0.025月分引き上げ、100分の92.5を100分の95.0に改めることとし、臨時措置として令和元年12月期の勤勉手当の率を0.05月分引き上げ、改正前の勤勉手当の率100

分の92.5を100分の97.5とし、令和元年12月1日から適用するものであります。

次に、議案書11ページから13ページまでの別表第1給料表は、現行の6級を除く1級から5級までの月額を、最高1.53%引き上げ改定し、令和元年4月1日から適用するものであります。

附則として、第1項の施行期日等及び第2項の期末手当等の算定に関する臨時措置は、ただいま御説明申し上げたとおりで、第3項の給与の内払い規定は、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第47号及び議案第49号

●藤田議長 日程第9 議案第47号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第10 議案第49号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第47号及び議案第49号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第47号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第49号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、一括して御説明申し上げます。

議案書 3 ページ及び 7 ページをごらん願います。

本 2 案は、ただいま議案第 50 号で議決をいただきました町職員の給与に関する条例の一部改正内容につきまして、議会議員及び特別職の期末手当についても同様に改正し、議会議員及び特別職の期末手当の率をそれぞれ 100 分の 222.5 から 100 分の 225 に改めるもので、別表及び別表第 2 に規定する議会議員の費用弁償及び特別職の内国旅行の旅費、車賃の欄に、陸路移動経費として道外各市と帯広市を除く道内各市の区分を設け、定額により、それぞれ 1 日につき 2,500 円と 1,500 円を支給することと定めるものであります。

附則として、第 1 項でこの条例は令和元年 12 月 1 日から適用し、改正後の別表の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、第 2 項で期末手当の算定に関する臨時措置として、改正後の規定にかかわらず、令和元年 12 月期の期末手当の率を 0.05 月分引き上げ、100 分の 225 を 100 分の 227.5 に読みかえ、第 3 項で改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定により、期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第 47 号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第41号

●藤田議長 日程第11 議案第41号令和元年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案第41号令和元年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)について説明いたします。

補正予算書、1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,033万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

12ページをお開き願います。

なお、職員等の人件費に関しましては、令和元年度人事院勧告及び人事異動に伴うものでございます。

1款議会費、1項議会費において7万2,000円を追加。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に職員人件費ほか528万2,000円を追加。

14ページ、3目財産管理費に積立金80万5,000円を追加。5目地方振興費に50万円を追加。7目企画費にまちづくり推進費319万円を追加。9目電算情報管理費から830万円を減額し、計147万7,000円を追加。

16ページ、4項選挙費において、4目町議会議員選挙費286万2,000円を

減額。

18ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に974万7,000円を、3目老人福祉費に600万円を、6目福祉バス等管理費に50万4,000円をそれぞれ追加し、計1,625万1,000円を追加。2項児童福祉費において、1目保育所費に114万8,000円を追加するなど、20ページ、計83万8,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、22ページ、4目乳幼児等医療費に100万円を追加するなど、計150万5,000円を追加。2項簡易水道費に54万7,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費から、24ページ、112万円を減額。3項林業費に72万円を追加。4項水産業費から、26ページ、460万円を減額。

6款商工費、1項商工費に78万2,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費に93万6,000円を追加。

28ページ、2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に101万9,000円を追加。3目道路新設改良費から、社会資本整備総合交付金事業費の減額など5,833万円を減額し、計5,461万1,000円を減額。

30ページ、3項住宅費に町営住宅整備費など計395万7,000円を追加。4項河川費に80万円を追加。

32ページ、6項公共下水道費に416万3,000円を追加。

8款消防費、2項災害対策費に36万4,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費に186万9,000円を追加。

34ページ、2項小学校費において、ダムウエーター改修工事費など368万7,000円を追加。3項中学校費において、1目学校管理費に297万1,000円を、3目学校建設費に豊頃中学校改築等工事基本設計委託業務など935万8,000円をそれぞれ追加し、計1,232万9,000円を追加。

36ページ、4項社会教育費において、4目える夢館費に52万7,000円を追加するなど、計61万円を追加。5項保健体育費において、1目保健体育総務費に122万1,000円を追加。3目学校給食費に106万5,000円をそれぞれ追加し、計228万6,000円を追加。

以上が、歳出に係る補正の主な内容でございますが、これら歳出に伴う歳入につきましては、10ページをお開き願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税4,030万5,000円を追加。

13款国庫支出金、2項国庫補助金において、4目土木費国庫補助金から3,811万円を減額。

16款寄附金、1項寄附金に80万5,000円を追加。

17款繰入金、1項繰入金において300万円を減額。

20款町債、1項町債において1,000万円を減額。

以上が、歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条、債務負担行為の補正について御説明いたします。

4ページ、第2表債務負担行為補正をごらんください。

表記載の豊頃中学校改築等工事基本設計委託業務について、期間を令和元年度から令和2年度、限度額を2,750万円と定めるものであります。

次に、第3条、地方債の補正について御説明いたします。

5ページ、第3表地方債補正をごらんください。

表記載のとおり、5事業に係る既定の地方債限度額2億6,150万円を2億5,150万円に改め、地方債限度額の総額を3億4,836万7,000円と改め、定めるものであります。

以上でございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行うところでございますけれども、11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、議事を進めます。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 16款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

1 2 ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款総務費、1 項総務管理費。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 7 目の企画費、1 9 節負担金補助及び交付金の日本ハムファイターズ応援大使招聘事業の補助金について伺いたと思います。

先ほど、町長からの行政報告もありましたが、この事業は道内各市町村で実施されておりますが、本町でのこの事業はいつから始まり、いつまでの期間で行われるのか、まずお伺いしたいと思います。

●藤田議長 山田企画課長。

●山田企画課長 私のほうから御答弁申し上げます。

北海道日本ハムファイターズの市町村応援大使につきましては、さきに町長の行政報告にありましたとおり、金子式大投手と西村天裕投手に決定して、来年の1月1日から12月31日までの1年間、豊頃町の応援大使として、さまざまなイベントやPR活動等を通じて、豊頃町の知名度を高めていただきたいと考えているところであります。

具体的な活動内容につきましては、今月の20日に北海道日本ハムファイターズの担当者が豊頃町を表敬訪問する予定となっておりますので、その後、北海道日本ハムファイターズの担当者和本町にあります北海道日本ハムファイターズ後援会などと協議をして進めていく予定であります。

なお現在、他の市町村におけるこれまでの活動実績等を踏まえまして、考えている活動としましては、年明け早々には応援大使を入れた懸垂幕を役場庁舎前に掲げるとともに、役場1階に応援大使特設コーナー等を設ける予定をしております。

また、各種イベント配付用の記念グッズの作成、日本ハムファイターズのホームゲームにおいて、活躍した選手に贈る市町村ヒーロー賞の本町特産品の提供、札幌ドームでの豊頃町特産品の販売、応援観戦ツアーの実施、少年野球ですとか中学野球部を対象とした少年野球教室、また応援大使を呼んでトークショーなどを考えているところであります。

以上であります。

●藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 2 回目で今の事業内容について伺おうかなと思ったのですが、今、課長の説明がありましたので、理解をできました。

この招聘事業については、本町のPRや知名度を高めるためには有益な事業だと思いますので、ぜひ活用をしていただきたいなというふうに考えております。

次よろしいでしょうか。

9 目電算情報管理費の 1 8 節の備品購入費についてお伺いいたします。

庁内LANシステム端末機の整備での予算執行残額、これについては1,696万6,000円でありまして、今回1,150万円減額精査されておりますが、それでもまだ566万6,000円の残額があります。

事業が完了したことによる全体の減額精査が必要と思いますが、今後この事業に係る整備がまだ残っておられるのか。その辺についてお伺いをいたします。

●藤田議長 山田企画課長。

●山田企画課長 御答弁を申し上げたいと思います。

この備品購入費におきましては、当初予算において計上しております3,951万6,000円の内訳としましては、ノートパソコン150台、そしてデスクトップパソコン12台、レーザープリンタ4台及び無停電装置9台の購入であります。

そのうち、今回補正により減額させていただきましたのは1,150万円、これはノートパソコン150台に係る入札執行残を計上しているところであります。

なお、その他のデスクトップパソコンの購入等につきましては、単純な機器の入れかえと異なり、各種システムの設定が必要であり、また要求される機能も異なることから、当初よりノートパソコン購入とは別に発注する予定でありましたので、今後、業務に支障が出ないよう、計画的に機器の購入を進める予定であります。

以上であります。

●藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 今の説明によりますと、ノートパソコン150台等が執行されたということですが、入札、契約、この中には、今言われたものが入っていなかったということなのですね。それから今後、それらの整備について、この500万円相当額が執行されるという理解でよろしいのでしょうか。

●藤田議長 山田企画課長。

●山田企画課長 今、石田議員の言われたとおり、今後発注して、計画的にまた導入する予定としております。

以上であります。

●藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 同じ予算の中で執行されるものだと思いますので、できるだけ精査

をされて、一度に入札、契約が執行されるような、そういう方法を取られていかれたらいいのではないかなというふうに思います。

次に、同じ9目の財源内訳についてちょっと伺いたいと思います。

二宮地区情報通信基盤伝送路移設事業、今回の補正予算で過疎債が計上されておりますが、今回の補正予算には上がっておりませんが、これは1号補正予算で追加された事業によるものなのかどうかお伺いをいたします。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 答えいたします。

今、石田議員がおっしゃったとおり、1号補正予算に係るものでございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

16ページ、4項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

4番岩井議員。

●4番岩井議員 この中で、福祉センター管理費で工事請負費の項目があるのですが、これは63万円の予算が組まれております。この改修の理由としては、私も伺っているところですが、災害ボランティアセンター設置時の備品の管理と。そしてこの件に関しては、行政と社会福祉協議会でいろいろな設備等については話し合うというふうに伺っているところですが、社会福祉協議会から全般的な金額等の要請等があったのかどうかお伺いいたします。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 答えを申し上げます。

今現在、福祉センターの裏手、車庫との間のもとの開発事務所の詰所の改修ということになります。その改修につきましては、町が所有しておりますけれども、社会福祉協議会のほうに建物管理の委託を行っております。物置として今、使っておりますけれども、小上がりと畳等が物置として使用するにはちょっと不便ということになりますので、その改修等におきまして63万円の改修費がかかっているということになりますので、この関係につきましては社会福祉協議会のほうから要請がありまして改修するというようになります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 63万円はわかりますけれども、あそこを改修していくのには小上

がりだとか、それからいろいろなところの改修というのがあって、社会福祉協議会でも柵だとかいろいろな形の要求があったと思うのですが、話し合いの中で。そしてこの63万円と出ておるのですけれども、社会福祉協議会での見積もり額というのは出ていたわけですか。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 社会福祉協議会のほうからでは、あと暖房等の要請があったのですけれども、実際、物置ということなので、暖房費等については削らせていただいたということになります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 暖房等は理事会で、社会福祉協議会自体がその件は負うのだからというふうに私は認識しているのですけれども、この中のほうに、不要機材の撤去だとか床材の補修、そして柵だとかそういうものもあると思うのですね。その中で、社会福祉協議会の要望に合うような形での予算等を組むのだからというふうに思います。そして、話し合いの中で63万円という額が出たと思うのですけれども、社会福祉協議会からの金額の提示というか要望額というのはあったのでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘をされている建物については、御存じのとおり旧開発の運転手の待ち合いをしていたところで、非常に煩雑的な使い方をしておりまして、向こうの担当者とりあえず業者を呼んで、ある程度の見積もりをしっかりとってから要求していただきたいということで、私もこの話は聞いておりまして——社会福祉協議会は私も福祉の末端として欠かすことのできない作業をしておりまして、非常にそういった面でもまだまだ町としても手を加えてあげなければならないかと思えます。

ただ、予算の範囲内である程度、単年度単年度で整備していきたいという考えを持っておりますので、今後もまたこういう形で出てくると思いますが、できるだけ社会福祉協議会の要望に応じて対応したいというふうに思っております。

また、御存じのとおり社会福祉協議会の中には大工さんのような能力を持った方もいらっしゃるし、ある程度ボランティア的な形でもやっております。今回の場合については、あくまでも専門的な業者の方をお願いするような形になっております。

したがって、今後もこういった形で十分、担当者と協議しながら、できるだけ整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員に申し上げます。

3回の規定があります。重要な発言ですか。

●4番岩井議員 まとめとして発言したいのですけれどもよろしいでしょうか。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 社会福祉協議会の業務というのは、ボランティア等含めて多岐にわたるわけです。多忙を極めているところです。それだけに、要望のあった件に関しましては、社協職員の利便性等を考えて、改築等にも納得のいくように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。行政としての対応を最後にお伺いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、社会福祉協議会についてはほとんどがボランティアでやっておりますので、できるだけ町の行政の財政の範囲内で努力して協力していきたいというふうに考えています。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金の豊頃愛生協会運営補助金について伺いたいと思います。

この補助金については、経営運営上の補助金なのかどうなのかを、まずお伺いしたいと思います。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 豊頃愛生協会の運営の補助金ということになります。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今、施設運営を経営されている、この補助金だということですが、現在の経営運営状況がどのようになっているのか、その部分についてお伺いをしたいと思います。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 お答え申し上げます。

令和元年度につきましては、見込みでございますけれども、収入額3億4,000万円、支出額3億6,400万円、差し引き2,400万円赤字という見込みでございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今、赤字経営になっているということで、その部分に対しての行政からの補助金を支出するということですが、今後もこの運営に係る補助金というのは、必要となってくるのでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、担当課長が申しあげましたとおり、非常に厳しい経営を強いられております。さらに、これから先に改修費で何億円という金がかかるということを相談されておりますし、この問題については、ある程度基金として持っておりますが、この基金を取り崩して通常の経営資金のほうに回すことは、上級官庁から厳しく指摘されております。

また、今、職員が、仕事は総務課長という名前の方も、給料の面からやめざるを得ないということで、非常に職員の給与も普通の公務員から見ると低い状況の形になっているわけです。

そして今、民間でやっておりました施設も12月いっぱい閉じる、それらの方々の行き先も協議して受け入れる。さらには、御存じのとおり、介護認定が厳しくなっておりますので、入りたい方もなかなか入れないような状況にもなっておりますし、大体95%ぐらい入らないと採算が取れない、常に満室でなければ採算が取れないような状況になって、非常に担当者も苦勞しております。

今後また、正式には議会のほうにも御相談しなければならないと思いますが、今後、愛生協会、どういう形で運営しなければならないか、非常に私どもも心配しているところです。

いずれにいたしましても、特に高齢者の多い本町については、今後なくてはならない施設でありますので、ある程度の財政負担を強いられてもやむを得ないかなというふうに考えております。これからも、さらに節約できるところは節約しながら、行政としても財政支援をしていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 まず最初に、実はきょうの本議会が始まる前に、議会事務局長から、この清掃費について、前回の全員協議会がございまして、その説明がありました。唐突にけさ一番に、今後についての業務というのですか、手順というのですか、そういうものが報告されました。これは、そういう簡単なものではないなと私は瞬時にそういう感じを受けました。なぜかと言うと、そのために全員協議会を開催して、そのための手段として派遣する交通費、この26万1,000円。このことは了とし

ますが、今後のこの所有者との報告は、もう少し厳密に慎重に、やはり全員協議会を設けた以上はそれらの話を、ただ単に連絡事項ではなくて——この26万1,000円についての今後の業務についての工程を説明いただけますか。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 私のほうからお答えさせていただきます。

この件につきましては、10年ほど前に中古車の販売業を営んでいた方が居所不明になりまして、10年間ちょっと連絡が取れない状況でしたが、その間、継続して調査をかけておりましたところ、ことしの11月になりまして、勤め先がわかったということで、そちらの勤め先のほうに連絡を取りますと、今も働いておりますということでありましたので、連絡を取りたい旨をその会社の方に申し出し、その後、本人から連絡がありました。その連絡につきましては、今の私どもが連絡を取った状況を説明をさせていただきますして、現在のその土地の状況もその中でお話しさせていただきますして、今あるものはどうするのだということでお話をさせてもらったのですが、その中で、もし御本人のほうで処分ができないということであれば、町としても相談に乗りますよということでお話をさせてもらっております。その後、本人のほうには連絡をもう一度取りましたけれども、ちょっと考えさせてくれということで、本人のほうも土地を売却したい意向があるのかどうなのかわかりませんが、ちょっと考えさせてほしいということで、今、連絡待ちとなっております。

ただ、先ほど申し上げたとおり、この方、居所不明になっておりまして、またいつ連絡が取れなくなる可能性があるということで、直接本人に会いまして、状況をさらに説明し、その対応について相談をして、その結果によっては本人がやるのか、町でやるのか、そういったことを検討していきたいというふうに思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 3回の質問ではちょっとね、これは解決しないと思います。

したがって、第2回目ですが、これは全員協議会で町長が説明した内容と変わっていますよ。まず内容が変わっている。本人の意向が固定していない、今の説明では。所有者の考え方ですよ。そういう不安定な中で、けさほどの報告は、冬期間は着工できない、処分できないから、夏の5月以降だという報告ですよ。ちょっと内容が違うのですよ。今、課長が説明したのが、初めて聞いているのですよ。ですから、そういうような進め方で、これでいいのかということが一つ。

それから、従来までの本町の寄附者は、自分の所有地を何件かあります。しかし、これには寄附をしてもらって、解体して、整地して、その用途は明確に行政はしています。これについても見えないというところはどこをどう考えますか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前 11 時 34 分 休憩

午前 11 時 39 分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

今、課長が申し上げましたとおり、何ら大きな内容的には変わっておりませんが、全員協議会に申し上げたときはその時点でありますので。

今ドラム缶が約 70 本か 80 本ある、私確認はしていませんけれどもある。それで、ある程度、帯広のそういった業者に頼むと、冬に片づけるより夏に片づけたほうが多少経費は安いですよということで、私もその本人に電話でお話ししまして、相当お金がかかるから、そのかかった分だけあなたが、非常に財政的にも厳しい方なものですから、経費としてかかるものについては 38 号線だし、それだけの分の土地についても寄附行為なり善意の行動を起こさないと、なかなか私ども行政はできないよという話はしておりました。

その後、その方はやはり直接、職員が行って、会って、書類をある程度つくって、そして判なり証明するものをいただいて、それでなければ私どもはなかなか前へ進めないのは現状であります。

ただ、その方の居場所がわかったものですから、その後、連絡が向こうも非常に変化をしております、金目のものはある程度、処分したいような話もしております。ただ、先ほども言いましたとおり、帯広のある業者に言わせますと、ドラム缶 1 本 1 本、満タンにあるのか、入っていないのか、またオイル、その数がどうのこうのと、非常にわかりづらい回答をされておりますから、先ほども担当者が言ったように直接行って会ってお話しして——とりあえず私の町内にその方の土地があるものですから、38 号線を通っても何となく違和感を感じるようであります。決して、その土地をどうこうするわけでもないし、将来にわたって私どもは、もしその方とある程度話が進めば環境整備の一端にもなるし、河川汚染の関係もあります。できるだけ未然に防ぎたいのが、我々行政の仕事であります。

したがいまして、この 26 万 1,000 円も 1 人ではなくて 2 人が行って確認して、ある程度内容的なものを認めていただいて、書類をつくって作業という形になります。

今後も、町としてもあそこを求めたからといって、別に何をするのではなくて、環境整備の一端として、土地は求めなくてもいいけれども、そこに置いてあるものを片づけていただければ、私ども行政としては地域の方に迷惑をかけない、河川を汚染しないということでもありますので、どうかひとつ御理解をいただきたいし、またその都

度、内容が変化することも多々、相手によってはありますので、それは御承知いただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 この件について、最後にしたいと思うのですが、町長が心配していること、これは私自身もそう思います。思いますが、今、課長が答弁した、説明した内容からいきますと、御本人は非常にそういうような、今、町長の話で経済的にも非常に厳しいような含みの内容のお話でした。そのほかに御本人の、東京へ行ってきて、その会った報告を聞いて、今、定住しているところは東京で決まっていますが、今後わからないかもしれないというクエスチョンの人という課長の説明ですよ。いわゆる不安定というか、不定期な、そういうような、追及してもなかなか見つからなかったという正体の人に聞こえたのですね。

したがって、これについては、本町の担当者は複数行ったと思います。1対1ということはありませんが、そのことについての確認の書類か、そういうものを取られたか。あるいは今後、これらについての危惧する内容からいって、やはり顧問弁護士と、それらの手続の関係できちんと取っておいたほうが良いという、私は感じを今の説明で受けます。

したがって、何ゆえかという、やはり本人が処理する能力がないということがわかった。それから土地の価格がどれくらいかということも、行政の担当者はわかっているといます。それを捉えていたらそれを説明してください。それらに対する相殺勘定が絶対に生まれてくるという危険性があるというふうに感じます。

したがって、ぜひとも顧問弁護士と経過報告と、今後の手続、処理の仕方については相談していただきたいと思いますが、それらについての考え方も町長お願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 本人とは全くまだ接触はしていませんし、それと誤解されているのか、私どもは利害関係は全くありませんのでね。決してその方が著しく町に迷惑をかけたとか、他人どうしたというなら弁護士もありますけれども、まだその方の自分の土地の中に、自分は財産というものを置いてあって、非常に私どもは、やはり環境整備は悪いし、万が一、河川でも汚したら困るから、うちの職員が行って事情を聞いて、そして、その方は非常に住所が動くものですから、今度はある程度、会社に落ち着いているようですから、これも向こうの本人の話によっては、行政は手を出せない部分がありますから、それはそのままです。私どもはあくまでも環境整備を目的でやることであって、決して、ちょっと話を誤解されているかもしれませんが、議会である

程度、そういうものは認めないと、勝手にしなさいというなら、私はこの旅費についても実行することを拒む可能性もあるかもしれませんが、私どもは全くそういった弁護士を入れて云々ではなくて、事件が起きない限りはやっぱり弁護士を入れるまでもいかないし、そういうことで旅費を見ただけでありまして、決して今の御質問されるようなことはちょっと御理解できないのですが、よろしく願いいたします。

●6番大崎議員 ちょっと議長、許してくれませんか。

●藤田議長 3回の答弁と審議が決まっていますけれども、重要ですか。

●6番大崎議員 わかっています。お願いします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 無理を言いました。

このことについては、争議になっていないのです。戦いになっていない。弁護士というのは、あくまでも顧問弁護士というのは、本町の顧問弁護士ですから。それらの予習をきちんとしておいてほしいということです。そういうものを進めたいが、こういう場合にはどういう問題点が生まれるか、あるいは生まれたときにはどうしたらいいかというところの予備的な学習をしておいたほうがいいのではないですかということ、私は危惧しているという、それを要望したいという、お願いしたいということです。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私どもの顧問弁護士、松浦さんについては、行政全般にいろいろな問題があったら相談しておりますので、今、議員が指摘されているように、そういう問題が発生すれば当然、弁護士と相談していきたいと思いますし、さらに職員を派遣する場合については、そういった事情で行きますので、今言ったもろもろのことについては、事前にやっぱりそれぞれ勉強しながら、また知識を持ちながら対応したいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項水産業費。

1番石田議員。

●1番石田議員 1目水産業総務費、19節の負担金補助及び交付金の秋サケ資源増大緊急支援事業について伺いたいと思います。

この事業については、1号補正予算で1,100万円を追加しておりますが、今回500万円減額したことについての説明をお願いいたします。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 御説明いたします。

サケ増殖事業の安定を図り、事業者負担を軽減し、秋サケ漁業の復活を支援するため、十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会の会費負担金、水揚げ額の2%に値する部分について、増額する部分の予算、豊頃町と浦幌町両町で、その負担を軽減することとして、それぞれ1%ずつの予算1,100万円を計上させていただいたところではありますが、これが不漁によって、あくまでも各漁場の水揚げ金額に対して2%という数字を掛けて、会費負担金が生じるものでありますから、今シーズンの漁が、不漁により水揚げ金額が少なかったことから、補助金額を減額することになったものでありますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 行政報告にもありましたが、前年を上回る予想も、ことしも秋サケが不漁の年となってしまいました。浜の生活も厳しい状況になってきておりますが、今後の漁業支援対策について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変厳しい漁業環境ですので、私ども大変危惧しているところであります。それぞれの漁場、漁協を持っている町村でも、新聞報道にあるとおり対応しておりますが、いずれにいたしましても、私どもは浦幌町もありますので、十分な協議をしながら、また組合の関係者と協議しながら、できるだけ関係者、これから先に負担のかかるようなものについては、財政支援をできるものは、ある程度財政支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

26ページをお開きください。

6 款商工費、1 項商工費。

6 番大崎議員。

●6 番大崎議員 商工費の除排雪費が10万円。これについて、旧アグリを譲渡されたということから、町の財産としてこういう配慮のために冬期間の除雪費を見たのでしょう。

ところが、これについての関連する除雪費というのは、今後出てくるのですが、これの算定の考え方というのはどういうふうに出されているのですか。ワンシーズンでこれ、10万円で済むのですか。それから現状どうなのですかというところをですね、まず説明いただけますか。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 御質問の除排雪費でございますけれども、アグリにつきましては旧店舗経営者のほうで従前、除排雪の契約をされております。町の建物ということでありますから、本来であれば町のほうで、直営であれば施設課、あるいは業者のほうに委託ということになるのでしょうかけれども、これまでのこの除排雪の委託の経緯からすると、単独で除排雪しているのではなくて、隣近所の商工会員の方と共同で除排雪を委託していたという経緯があります。そういった経緯からすると、今回、町のほうで単独で行うのではなく、従来どおり近隣の商工会員の方と同じような契約で継続したほうがいいということで、今回、契約させていただきますけれども、その金額を協議した結果、この予算で大丈夫ですということでありましたので、10万円を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6 番大崎議員 この機会にちょっと経緯を説明いただきたいのですが、もう既に全戸に12月23日、1日、いろいろな団体というか、集団で、ある既存の商店というのですか、業者に販売のビラが配られております。そうしますと、それに関連して、町民の質問が、期待感があって、いろいろと個人的にも本当なのかどうなのか、1日でどうなのだということがあるのですが、これについて一切、公表されていないのです。アグリ of 最終的な公の報告がない。これらについての、もし差し支えなければ説明いただけますか。全員協議会はありましたよ、2回くらいありましたよ。だけど、全体の中ではそういうものがないという、方向性が見えない。それについて説明いただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から説明させていただきます。

今、まだある店舗のほうで協議中でありまして、なかなか思うように皆さんにお話しをして、それが正しく、所期の目的を達成すればいいのですけれども、なかなか相

手がいることで資金のこと、それぞれのことがありまして、なかなかその段階段階ごとに報告することは、私はやっぱり避けるべきだというふうに考えておりまして、ある程度めどがついたときにまた。そして、今言った仮の店舗も一時的な、年末のときに担当者がお願いして来ていただくのですけれども、そういった意味ではこの除雪等の10万円も、降雪によっては10万円で終わるのか、20万円かかるのか。また、降らなければ全くいらぬような形になりますので、幾ら幾らと言われてもなかなか先のこともあります。

ただいま申し上げましたとおり、店舗についてはある程度、年内に向こうから要求がありますけれども、なかなか町に対するこういうことをしていただきたいということが言っただけでない。幾らその対応していただけるのかというような形で、非常に向こうもたとも開かないような感じで。私どもも議会がありますから、それじゃあ1,000万円だ、2,000万円だ、3,000万円というわけにもいかないの、その辺はやはり担当者も苦勞しているところであります。

ある程度、めどがついて間違いなくなれば議会にも、また町民にもそれぞれ報告申し上げたいと思いますし、形によっては、うちの答弁によっては、また向こうは、それでは採算が取れないから手を引くというような形にならないとも言えない、全く今のところはわからないような状況で、努力しているような状況であります。

今後、ある程度形が見えて、議会のほうにも報告できる段階になれば、また皆様方から御意見を聞きながら、報告を申し上げたいと思いますけれども、年末にきて、きちんと答えが出るのかはちょっと難しいかなというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 現状では、町長の今の説明では、具体的なものが見えていないということです。

しかし、これは嫌みに聞こえるかもしれませんよ。私も個人的に、何社か紹介しました。担当課まで同行しました。その返事がない、私には。その業者の返事が、よかったのかどうなのかという。私は2件紹介しています。それについての対応がない。あっても、それについては業者からありました。担当の部署とお話ししましたが、そりが合わなかったということで、一発で1日で返事が来ました。いまだかつて担当課からは私ありません。

それともう一つ、なぜかという問題です。それは、今回12月のこれ、皆さん手にしているじゃないですか。12日、17日はプレミアム商品券が販売するのですよ、予約と。どこでこれを使うのですか、4,500万円。4,500セットですよ。これ年内に使わなければいけないのですよ、これは。いうところが、この……配付されて

いる。

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。

●6番大崎議員 そういうことも、担当課長責任をもって説明してください。

●藤田議長 大崎議員、発言の要領を得た形で質問するよう。

宮口町長。

●宮口町長 担当課長から、ある業界のほうに会ってくださいということで、私直接会いました。内容が何か食い違っておりまして、本人に直接電話したら、お互いに理解はしたのですが、ここで申し上げることはできませんけれども、お互いに条件が、いい条件でお互いに考えていたものですから、話がいかないのは事実であります。それは私、本人に直接電話しましたから間違いありません。

それから、今のプレミアム付商品券も、どこで買うのですかと。これは、あくまでも町民が求める。今まででしたら商品券これしかあたらないから、食料品にかえた方が余裕があれば車の部品にかえたり、いろいろな形でかえておりますので、1社が、1店舗がなくなることによって、ほかの店舗の方にそれだけ量がいつております。現実的に、前回もある程度処分されておりますので、私は町民にとって、食料品については非常に厳しい状況だけれども、ほかのものに回っているということで、私はそういった意味では、非常に効果が出ているのではないかというふうに思っております。今言ったチラシのほうについても、ある程度町の方は期待しておりますので、商品券の使えるようなときは、やっぱり商品券を優先的に使っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 午後1時まで昼食のため休憩いたします。

午前12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

26ページをお開きください。

7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

1番石田議員。

●1番石田議員 3目の道路新設改良費、15節の工事請負費の統内16線改良舗装工事の減額についてお伺いしたいと思います。

契約に基づき、工事が施工されておりますけれども、予算と契約金額の差額を今回、減額されたと思いますが、これは補助事業で採択されなかった分を減額されているのか、まずお伺いしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 答弁申し上げます。

統内16線改良舗装工事の減額の方ですが、国の補助対象に対しましての請負の減額としております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 予算執行残が5,854万4,000円ありますけれども、今回の減額が5,387万9,000円、466万円ほどの残がまだありますが、これも含めて今回減額すべきだと思いますが、この残額を残す理由が何かあるのか、お伺いいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 答弁申し上げます。

今、工事施工中なのですけれども、終点部のすりつけの部分で、ちょっときりぶか等がございまして、補助対象にならない部分が出てくる可能性があるかもしれないということで、ちょっと400万円強を残しております。何もなければ3月で減額したいと思っています。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 幌岡第3幹線の改良舗装工事につきましては、これはもう落札残、全額減額しておりますけれども、この幌岡第3幹線については、今のような状況が起こるようなことは考えられるのでしょうか。もし、統内16線のような、そういう状況が仮に起こるとするならば、当然、幌岡第3幹線の部分もそれなりに全額落とさないで、予算を残しておかなければならないのではないかなと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 幌岡第3幹線に関しましては、やることがきちんと決まっております。統内のようなすりつけですとか、そういう問題は発生しないということで、きちんと全て減額させていただいております。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。

30ページをお開きください。

3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、2項災害対策費。

1番石田議員。

●1番石田議員 1目災害対策費、11節需用費の消耗品について伺います。

30万円の追加について御説明をいただきたいと思います。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 お答えいたします。

けさの行政報告にもありましたとおり、相馬市への飲料水の支援でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今、答弁ありましたが、相馬市への災害見舞品であれば、専決第4号補正予算で計上されておりますように、災害対策費ではなくて災害見舞等対策費で計上するのがわかりやすいのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 議員おっしゃるとおりでございますが、緊急性を考慮し、災害のペットボトルにつきましては、即日判断をいたしまして送付したことから、現行予算にある科目ということで、こちらのほう使わせていただいております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 3目の中で、中学校の改築工事の基本設計委託料が見積もられておりますが、その前に町民や父兄、学校関係者の意見の集約というのが重要になってくると思うのですけれども、その進捗状況はどのようになっているのか、お伺いします。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 今現在の進捗状況と言いますか、説明会等を実施しましたことについて御説明させていただきます。

9月5日の議員全員協議会の後、9月12日を振り出しに12月9日まで、延べ11回、その中には重複する方もいらっしゃいますけれども、延べ人数で113人の方に対して、事業についての説明等をさせていただいています。

そして、その説明会でいただきました意見等につきましては、教育委員会のほうでまとめてございます。

それで、こちらの意見というものを今後、プロポーザル方式で基本設計等をまとめていく過程で、皆さんからいただいた意見として、計画に反映させていきたいというような形で今現在、進めております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 それでは、結論が出たというふうに考えてよろしいのですか。

それともう1点、このたびの建設に当たっては、小学校と併設するわけですが、将来的に小中一貫教育の方向性というものも、その中に含まれるというふうに考えますが、その方向性というのはどのように今後、提示していくのかお伺いします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 お答えを申し上げたいと思います。

小中一貫教育の方向性ということでございますが、現在、進めておりますのはあくまでも小中のそれぞれの独立した機関として、併設校を現在、目指しておまして、その後、一貫教育に関する、例えばですけれども協議会なり推進協議会等々の組織等を立ち上げる中で、将来的な一貫教育を目指していく方向性等についても、関係機関と協議できる体制を整えていくような方向で、現在は考えております。

以上です。

●7番大谷議員 意見集約の結論は出たのか。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 意見集約の関係でございますけれども、今までに11回の説明会をして、それぞれの会で意見のほうをいただいております。

それと、あと今現在、える夢館と、それから大津支所のほうで同じような形で意見を募集しております。

そして、この意見というものを体系づけるような形でまとめていくわけでございますけれども、その意見というのは、基本設計をする上でこういうものが豊頃町で住民の方が、教育関係者の方がというような形で、基本設計の中に組み入れていく、うちの考え方はこういうことですよというような形でいきますので、今、皆さんから広く

意見いただいていますけれども、最終的に集約するとういうような意見が統一したものだとういうような位置づけではなく、皆さんからいただいた意見を計画の中に反映するにはとういうような中で、基本設計のほうを考えていくとういうスタンスでありますので、よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 関連するのですが、まず2点ほどお聞きします。

今、説明があったように、課長の説明でわかるのですが、12月2日に第1回の町民からの意見集約の期日が決まっておりました。それが先日、える夢館に行きますと、1月2日に延びています。この理由。

それから、現在どのくらいの、その内容によりますが、住民からの率直な意見、要望が出ているのか。

それともう一つ、関連することです。

この意見書の用紙、私も書こうと思ってもらっています。これには、お手元に皆さんありませんから口頭で申し上げます。提出者の氏名、住所、連絡先。米印で、御意見を提出される方へ、直接の回答はいたしませんので、あらかじめ了承くださいと。それで空白があつて書くことになっています。回答しませんという文言が太字で書いています。下には、連絡先の記載がないと、要望意見について不明な点を確認することができないので、必ず記入してください。もし意見を書いて、そこで直接回答しませんとういふと、この意味合いがちょっと理解できません。これはどうしてかとういふところを説明ください。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 まず一つ目のことについてお答えさせていただきます。

える夢館の意見募集の期間は当初、11月1日から11月末日までとさせていただきますました。その間に御意見いただきましたのは3件でございました。

それで、皆さんに御意見をいただくには、この御意見を基本設計につないでいくためには、まだ時間的なものがあるので、広く意見をいただくために一月延ばそうとういふようなところで、一月延ばさせていただきますました。

その後、1件の御意見をいただきまして、今現在、える夢館では4件、大津支所では1件となつてございます。

次に、二つ目にありました、その意見のアンケート用紙とういふか、意見の書いていただく用紙です。それについては、まずどのようになら書きやすいのかなとういふところで、いろいろな形のものをお考えいただきましたけれども、その場所に置かせていただいているのは計画書と資料1から3の絵的なものでございます。それで、そのよ

うなものを書いてもらって、そして御意見をいただくと。そして、それを最終的に基本設計にぶつけていくような形にするのですけれども、そのときに、その趣旨というのがわからない状態で、その言葉だけで判断するというのは難しいということで、教育委員会のほうでわからないときには確認して、いただいた意見をきちんと反映できるような形にするためには、やはり連絡先等を書いていただいて、そしてその意見を大事にして基本設計に生かしていきたいという考え方で記名にさせていただいております。

それと、直接的に各個人個人にお答えするということはできないけれども、それを建物に関するもの、敷地に関するもの、レイアウトに関するもの、そういうような形に幾つか分けるような形で、ホームページ上で皆さんにお示ししようというような考えにつきましては、広報等で最初に示させていただいていたと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 説明が長いということは、それだけ複雑だということです。わかりやすく言えば、1問でいいと思いますよ。何も、先ほど言ったこの用紙の中で書いているような文言ではなくて、御希望の御意見をいただきます。不明な点については、直接担当まで来てくださいでいいのではないですか。こういうことを、回答しませんというのは、これは要望を出して、意見を出して、失礼ではないですか、これは町民に対して。

それともう一つ。これは物理的な話です。

今、合計で5件ではないですか。これだけ関心がないのですか。それとも、書く場所がまずいのですか。どこに置いてあるかということをお聞きいただけますかね。私行っても、それはえる夢館に入って面に置いてあればまだわかります。角のほうの隅っこに置いたって、それはわかりませんわ。こんな重要な計画を。これらについても、配慮が足らんと私は思いました。その辺の検討した御意見があれば説明ください。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 お答えを申し上げたいと思います。

現在、意見募集というか、大津支所、える夢館でそれぞれ行っております。そのほかにも、先ほど課長が申しあげましたように、関係機関、団体等に説明する機会を設けておりまして、その中で出ている御意見等も多々ございます。

また、回答について個別に回答するという趣旨ではなくて、回答はしますけれども、個別回答ではなくて、全体を通した中でまとめ上げたものを、重複するような御意見もございますので、まとめたようなものを教育委員会としては、御意見に対する

教育委員会としての考え方を、後ほどホームページ等で御回答申し上げたいということで、個別回答は差し控えさせていただきますという内容でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 先ほど課長が、大谷議員の質問に対して113人と言いました。この40年、あるいは40年以降も使わなければならないというその建物に対する御意見、このことについての町民にどう広報的にそういうお知らせ手段ができていたのかと。1カ月延びたことについて、町民への徹底した広報というのは、何をされたのですか。最後にそれを聞きます。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 当初、える夢館のみということでございましたけれども、大津地区につきましても、茂岩まで来てというのは難しいというようなことで、大津支所でも見ていただけるような形にしております。

それと関係団体、学校、それからPTA、それと社会教育、それらの方々に対する説明会等で、改めて説明会等をしていただきたいというような御要望のもと、また別の機会に周知していただきながら広げていくというような形で、説明のほうさせていただいているところです。

以上です。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後 1時20分 休憩

午後 1時20分 再開

●藤田議長 再開します。

二村教育課長。

●二村教育課長 お答えさせていただきます。

まず、大津につきましても、区長文書、そして、班長さん宛てに文書をつくりまして、このような形で皆さんからの御意見をお待ちしていますというような文書で周知させていただきました。

それと、える夢館の一月延びたという周知の方法につきましても、ホームページ上で周知のほうをさせていただいたところです。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

36ページをお開きください。

4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第3表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第42号

●藤田議長 日程第12 議案第42号令和元年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 補正予算書 41 ページをお開き願います。

議案第 42 号令和元年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,388 万 4,000 円と定めるものであります。

このたびの補正は、介護サービス費の精査及び人件費の給与改定等による補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書 50 ページ、歳出から御説明申し上げます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費に、施設介護サービス給付費 110 万円を追加。同じく 2 款、1 項、1 目居宅介護サービス等給付費から、居宅介護サービス計画給付費 50 万円を減額。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費に、一般職諸手当 20 万 8,000 円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、48 ページ、歳入をごらんいただきたいと思います。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金に、介護給付費負担金として 6 万 5,000 円を追加。同じく 3 款、2 項国庫補助金、1 目調整交付金に、介護給付費調整交付金として 4 万 9,000 円を追加。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金に、介護給付費負担金として 13 万円を追加。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金に、介護給付費交付金として 16 万 2,000 円を追加。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金に、前年度繰越金として 40 万 2,000 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

48 ページをお開きください。

3 款国庫支出金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 4 款道支出金。

（ 質 疑 な し ）

- 藤田議長 5款支払基金交付金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 8款繰越金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
50ページをお開きください。
2款保険給付費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3款地域支援事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第42号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第43号

- 藤田議長 日程第13 議案第43号令和元年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 補正予算書53ページをお開き願います。

議案第43号令和元年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,972万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、豊頃町歯科診療所において使用しております機器が不調により、更新するための補正でございます。

補正の主なものは、62ページ、歳入歳出事項別明細書、歳出から御説明申し上げます。

3款歯科診療所費、1項歯科診療所費、1目歯科診療所管理費に、業務用備品として30万円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、60ページ、歳入をごらんください。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に、前年度繰越金として30万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

60ページをお開きください。

3款繰越金。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 次に進みます。

歳出についても款ごとに質疑を受けます。

62ページをお開きください。

3款歯科診療所費。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 先ほどの説明で、業務用備品というのは何を購入されるのですか。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 業務用備品について御説明申し上げます。

現在、使っている自動印象材練和器と、機器名は、正式名称はそういうふうに言うのですけれども、歯の形を取るために使用する薬剤を均等に混合するためのミキサーというふうに一般的にいうものの機器が、平成5年の3月に購入したものが、26年経過して使用に耐えられず、使用できなくなったことに伴って、新しく入れかえると

いうものでございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 この備品については、やはり使用頻度によるのでしょうか—

それとあわせて、歯科診療所もそうですが、豊頃町立医院も同じです。これは町民の直接的な要望も出ていると思うのですが、こういう地元の病院、並びに歯科診療所、非常に利便性があって、患者も多いというふうに、特に歯科のほうは聞いております。

そこで、これは町立になっていますけれども、中身は別にしても、患者が今の時代に、自分のシューズ、靴からスリッパにかえて診療を受けるということは、非常に苦情というか希望が強い。これらについての改革も同時にやっぱり考えるべきではないかなと。いわゆる土足で診療を受けるという格好です。そういうこと考え方を、やはり管理上で問題はあるのかもしれませんが、年寄りが靴を履きかえるときに転倒しているというところも経験あったようです、過去にですね。そういうことについての考え方を、町立ですから町長お考えございませんか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今の考え方、大きな町ではそのような形しておりますけれども、私の町ではなかなか道路で泥のついた靴が、なかなかそのまま診療台に上がったたり、診察室に入るということは、非常に衛生上、危険かなと思っております。

当然、両医者にそういった面で改善できるかどうか、担当者のほうから聞いて、もし改善できるのであれば、できるだけ患者に負担のかからないようにいきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第44号

●藤田議長 日程第14 議案第44号令和元年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書65ページをお開き願います。

議案第44号令和元年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億941万5,000円と定めるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

補正予算書74ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に、簡易水道一般経費及び簡易水道施設維持補修費において、修繕料など359万9,000円を増額。

2款、1項公債費において、元金償還費など323万1,000円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として、72ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金に54万7,000円を増額。

4款繰越金、1項繰越金に502万8,000円を、6款諸収入、1項雑入に国税還付金125万5,000円を増額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

72ページをお開きください。

3款繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 4款繰越金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 6 款諸収入。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

74 ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2 款公債費。

1 番石田議員。

- 1 番石田議員 2 款公債費の元金及び利子について伺います。

年度途中で余り補正がないと思うのですが、償還元金の追加及び償還利子の減額については、これは繰り上げ償還によるものなのかどうかお伺いしたいと思います。

- 藤田議長 下重総務課長。

- 下重総務課長 お答えいたします。

元金の償還につきましては、議員おっしゃるとおり繰り上げ、当初3年の据え置きの手配でしたが、繰り上げて今年度から支払うこととして計上させていただきました。

利子につきましては、当初1%で積算したものを精査しまして、減額させていただいております。

以上でございます。

- 藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

●藤田議長 日程第15 議案第45号令和元年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書77ページをお開き願います。

議案第45号令和元年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ416万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,032万1,000円と定めるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

補正予算書86ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費において、消費税など175万5,000円を、2項施設管理費において、委託料など168万円を、2款、1項公債費において、元金償還金など72万8,000円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として、84ページ、歳入について御説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金において416万3,000円を増額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

84ページをお開きください。

4款繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

86ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款公債費。

1番石田議員。

●1番石田議員 先ほども簡水のほうで質問させていただきましたが、2款の公債費の元金、利子についても、同じような考え方で理解してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、先ほどと同じような考え方でございますのでよろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

●藤田議長 日程第16 議案第46号豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 議案書1ページをごらんください。

議案第46号豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましては、旧姓を使用しながら活動する女性が増加する中、女性活躍推進の観点から、住民票及び個人番号カード等へ旧氏の併記を可能とする住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行並びに成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別をされることのないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領について所要の整備が行われたことから、住民基本台帳に記録された旧氏及び成年被後見人申請による印鑑登録等ができるよう改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案説明書により御説明いたします。

議案説明書1ページ、説明第1号をごらん願います。

まず初めに、第2条第2項第2号の改正は、同条第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けることができない者を規定しておりますが、成年被後見人についての欠格条項を削除し、印鑑の登録を受けることができるようにし、印鑑登録を受けることができない者に「意思能力を有しない者」を追加するものであります。

次に、第3条第2項第1号及び第2号は、登録することができない印鑑を規定しておりますが、旧氏またはその一部を組み合わせたもので表していないもの及び旧氏または通称以外の事項を表しているものは登録することができないことを追加するものであります。

次に、第5条第5項は、印鑑登録原票に登録する事項について、第13条第2項は、職権で行う印鑑登録の抹消について、第14条第1項は、印鑑登録証明書の記載事項について、それぞれ旧氏併記に係る規定を追加するほか、文言の整理を行うものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第48号

●藤田議長 日程第17 議案第48号豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書5ページをごらん願います。

議案第48号豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、豊頃町非常勤特別職の職員の費用弁償について、特別区を含む道外各市及び帯広市を除く道内各市への出張の際における市内の陸路移動に係る交通費を車賃として定額支給することとし、条例の一部改正を行うものです。

改正内容について御説明いたします。

議案説明書7ページをお開きください。

第3条に規定します別表第2内国旅行の旅費に、特別区を含む道外各市に出張した場合の1日当たりの車賃を2,500円、帯広市を除く道内各市に出張した場合の車賃を1,500円として加え、改めるものでございます。

なお、附則として、条例の施行期日を令和2年4月1日と定めるものでありますので、よろしく御審議をくださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第51号

●藤田議長 日程第18 議案第51号豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書15ページをごらん願います。

議案第51号豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正に基づき、地方自治体において臨時、非常勤として勤務する職員の適切な任用、勤務条件について定めるものであります。

条例制定の主な内容について御説明いたします。

初めに、第1章総則につきましては、第1条から第3条までで構成し、第1条については本条例の趣旨について規定、第2条については用語の定義を定めるもので、第1号において地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を第1号会計年度任用職員として定め、第2号において地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を第2号会計年度任用職員として定めるものであります。

第3条において、第1項に会計年度任用職員の給与の定義を、第2項において給与の支払方法を、第3項において公務において生じた実費弁償は給与に含まれない旨を規定するものであります。

次に、第2章第1号会計年度任用職員の給与につきましては、第4条から第11条までで構成し、第4条につきましては第1項に第1号会計年度任用職員の月額報酬の算出方法を、第2項に日額報酬の算出方法を、第3項に時間額の算出方法を規定し、第4項に前3項の基準月額については、別表の給料表を参酌して定める旨を規定するものであります。第5条には時間外勤務に係る報酬について、第6条に休日勤務に係る報酬について、それぞれ勤務の状況により勤務時間1時間当たりの報酬に乗ずべき割合を規定するものであります。第7条に勤務時間1時間当たりの報酬額を算出する場合の1円未満の端数処理について、50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げの旨を規定、第8条に期末手当の支給について、在職期間に応じて規則で定める割合

を乗じて支給する旨を規定、第9条報酬の支給について、計算期間を一月単位で規則で定める日に支給する旨を規定、第10条に時間外勤務及び休日勤務に係る勤務及び正規の勤務中に勤務をしなかった場合に用いる勤務時間1時間当たりの報酬額の算出方法について規定、第11条に正規の勤務時間中に勤務をしない場合の報酬額の減額について規定。

次に、第3章については、第1号会計年度任用職員の費用弁償について定めるもので、第12条及び第13条で構成しております。第12条につきましては、通勤に係る費用弁償の支給について、勤務日数に応じて支給する旨を規定、第13条に公務のための旅行に係る費用弁償については、職員の例により支給する旨を規定するものであります。

続きまして、第4章第2号会計年度任用職員の給与につきましては、第14条から第28条までで構成し、第14条に第2号会計年度任用職員の給料について、第4条第4項の規定を適用して、別表の給料表により得た額とする旨を規定、第15条に職員の号給は任命権者が決定する旨を規定、第16条に、給料の支給方法については、給与条例を準用する旨を規定、第17条に扶養手当、第18条に住居手当、第19条に通勤手当、第20条に宿日直手当をそれぞれ職員の給与条例を準用して支給する旨を規定、第21条に、職員が定められた勤務時間中に勤務しなかった場合等の給与の減額等について規定、第22条に、特殊勤務手当に職員の給与条例を準用する旨を規定、第23条に時間外勤務手当について、第24条に休日勤務手当について、それぞれ給与条例を準用する旨を規定、第25条に、第23条及び第24条について支給する手当及び第21条において給与を減額する場合の基礎となる勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法について規定、第26条において、期末手当の支給について、第27条において勤勉手当の支給について規定、第28条において寒冷地手当の支給について規定。

第5章雑則につきましては、第29条から第31条までの3条で構成し、第29条に、給与からの控除について、職員の給与条例を準用する旨を規定、第30条に、特殊な職務であると町長が認める会計年度任用職員についての給与は別に定める旨を規定、第31条に、規則への委任について規定するものでございます。

なお、附則として、第1項に本条例の施行期日を令和2年4月1日とし、第2項に特例措置として、この条例の施行前に、改正前の地方公務員法の規定に基づき任用されていた臨時的任用職員等の在職期間を令和2年6月の期末勤勉手当を算出するための在職期間に算出することを定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号

●藤田議長 日程第19 議案第52号豊頃町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書27ページをごらん願います。

議案第52号豊頃町職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案につきましては、所要の字句訂正を行うとともに、町内旅費の特例に関する支給距離の改正と、道外及び道内の各市への出張の際における市内陸路移動に係る交通費を車賃として定額支給することとして、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。

議案説明書15ページをお開きください。

第1条中、法第24条第6項を法第24条第5項に改め、第13条の見出しを「運賃」から「車賃」に改め、第21条において、町内旅費の支給距離を片道「3.6キロメートル」から「2.0キロメートル」に改め、第13条から第15条に規定します別表第1に定める道外及び道内各市に出張した場合の1日当たりの車賃を、それぞれ道外2,500円、道内1,500円として加えることとして改めるものでございます。

なお、附則として、条例の施行期日を令和2年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第52号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

- 藤田議長 日程第20 議案第53号豊頃町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
佐藤住民課長。
- 佐藤住民課長 議案書29ページをごらん願います。
議案第53号豊頃町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。
本案につきましては、本年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、改正を行うものであります。
改正内容につきましては、議案説明書により御説明いたします。
議案説明書17ページ、説明第7号をごらん願います。
別表、し尿処理手数料の基本料金、300リットル以下の金額、消費税込みの金額「1,560円」を「1,650円」に改め、同超過料金の金額、300リットルを超える場合、1リットル増すごとに当該1リットルにつき、消費税込みの金額「5円20銭」を「5円50銭」に改めるものであります。
なお、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。
以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
- 藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第54号

●藤田議長 日程第21 議案第54号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書31ページをごらん願います。

議案第54号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例等を整備するために定めるものであります。

改正の内容について御説明いたします。

議案説明書19ページ、説明第8号をごらんください。

第1条につきましては、改正前の地方公務員法第16条第1号の規定が削除され、第2号が繰り上げられたことから、豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例第5条第1項中「、法第16条第2号」を「、法第16条第1号」に改める旨を規定しております。

第2条につきましては、改正前の児童福祉法第34条の20第1項第1号の規定が削除され、同項第4号が繰り上げられたことから、豊頃町家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準を定める条例第25条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める旨を規定するものであります。

なお、附則として、条例の施行期日を令和元年12月14日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第5号

●藤田議長 日程第22 同意案第5号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第5号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

現職であります宝田委員におかれましては、令和2年2月6日をもって任期満了となることから、後任に住所、豊頃町北栄114番地、氏名、吉村和敏氏を選任いたしたく、法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第6号

●藤田議長 日程第23 同意案第6号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第6号につきましても、同意案第5号と同じく豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

令和2年2月29日をもって任期満了となります豊頃町茂岩栄町183番地10、氏名、熊野幸雄氏を再度選任いたしたく、法律の規定に基づき、議会の同意を得るものであります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第6号は、同意することに決定しました。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第24 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、12月12日から同月17日までの6日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、12月12日から同月17日までの6日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2時09分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員